

第四 社会の中は格差、無産階級の生活及其他の向上に關しての  
關切要求を取扱ふ。税金、保健、衛生、老幼、廢疾、住居、  
教育に關する諸要求  
第五 困窮の中に於ては帝口主義的政策に對する反対及無産階  
階級の國際的團結の爲めに帝口主義的暴圧に對する闘争に關す  
る要求を掲げ、

例) 帝口主義的戰爭反対、植民地解放等、諸要求

### 規約大綱

一、党名 日本無産者党

二、目的 無産階級解放のための教育、團結の實現を以て目的  
とし、

三、組織 1) 党の構成要素として個人単位であるがその基礎的  
集結を産業単位とする事、2) 労働組合、農民組合との連  
結を緊密にする事、3) 労働組合及農民組合は党の支部  
又は全口大会の代表員を遂る、4) 無産青年同盟、無産  
婦人同盟、若者教育協會、若者救済団体等からなる  
全口大会の代表員を選出しその政治的闘争を反映せしむる

四、機關及役員 1) 大会

2) 府縣支部から選出割合會 (4人に1名)  
3) 組合から (2人に1名)

5) 青年同盟、婦人同盟、教育協協會、救済団体

(一年から二年一人、一人一人  
を増す毎三名を増す)

四、中央委員会 員数四十五名

以大会選出三十名、組合選出十五名

- 1) 常任執行委員会 員数十五名 中央委員会より選
- 2) 中央執行委員長 (常任執行委員長) …… 大会選出
- 3) 専任部 編纂部 特別活動部
- 4) 専任部 1) 組織部 2) 宣傳部 3) 教育部 4) 出版部
- 5) 調査部 6) 校務部 7) 産業部 8) 口際部 9) 救済部